

設計変更ガイドラインについて

国土交通省 関東地方整備局
企画部技術管理課
建設専門官 新井 正

1. はじめに

関東地方整備局は、工事の設計変更協議を円滑に進めるための「設計変更ガイドライン」を平成17年度に公表してから3年目となります。ガイドラインは既存の通知等を踏まえ、設計変更における課題や留意点をとりまとめ、発注者・請負者双方の共通認識を深めることを目的としてとりまとめたものです。内容としては設計変更が「可能なケース」と「不可能なケース」について具体例を明示し、これまで不明確だった「変更手続きフロー」を含めて具体的に示しています。また、請負者が行うべき「設計照査の範囲」を超える行為を示すなどして、適切な設計変更のための指針とするものです。

ガイドラインは、片務性の排除と設計変更をめぐる受・発注者が共通認識をもって設計協議を効率的に行うための実務者用マニュアルとしています。ガイドラインに基づき事前に確認し手順を踏むことで、最終的には後の変更手続きを順調に行うことにつながります。各地方整備局においても「設計変更ガイドライン」を整備しそれぞれ運用しているところです。

本稿では建設工事における設計変更の現状をふまえ、設計変更協議が円滑に進められるよう「設計変更ガイドライン」の活用をいかに進めていくべきかを述べる事とします。

2. 設計変更の現状

一般に土木工事では、工事目的物が単品受注生産のため、その仕様や作業工程の標準化が難しいほか、同一の目的物であっても施工条件の違いにより価格や仕様が変化するという特徴を持っています。このため工事契約にあたり事前の十分な調査・計画・設計を行い、工事を実施することになります。しかし、土木工事は工事現場の地形・地質、気候等の自然条件や周辺住民の生活環境に応じた対応をもとめられるという社会的条件の影響を著しく受けることになります。このように土木工事という性格上、施工条件は工事の実施過程でも変化したり、予見しがたい事態が生じることも少なくなく、把握出来る条件設定のもと設計され、工事着手されています。従って、契約時点で設計図書に定められた条件が、現地の条件と異なる場合には、施工方法や使用材料等の設計内容について変更することとなります。発注者は予見しがたい事態に備え、円滑な設計変更が可能となるよう条件明示の努力が必要となります。また、受注者の施工条件に対する状況判断の甘さや施工上の不手際により想定していた状態と変わる事もあり得ます。工事内容の変更が当初施工条件の不確定要素によるものなのか見極める必要があることはいうまでもありません。

建設業団体等からの意見には「施工条件をさらに具体的に」「設計変更を適切に」

「現場条件の不一致」などがあります。さらに、現場条件の変更などに伴い工程が遅延し現場管理費が必要以上にかかるなどの意見があります。

ガイドラインが十分に活用されていないのが現状のようです。また、ガイドラインに基づく設計変更手続きが現場の体制として整っていないことなどもその原因と考えられます。

3. ガイドラインの内容

「設計変更ガイドライン」によって受・

発注者双方で課題や留意点について共通認識をもつことができ、契約関係における責任の所在の明確化や契約内容の透明性の向上が図られ、設計変更手続きを円滑に進めることができるようになります。

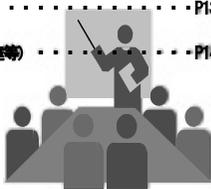
本ガイドラインによって、次のことに期待できます。

- 条件明示が徹底されるようになる
- 受・発注者相互において適切な設計変更手続きが理解できるようになる
- 設計変更の迅速な判断が可能となる

工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)

目次

- 1 本ガイドライン策定の背景・・・・・・・・・・ P 1
 - ◆土木請負工事の特徴
 - ◆受発注者の留意事項
 - ◆策定の理由
 - ◆設計変更の現状
- 2 設計変更が不可能なケース・・・・・・・・・・ P 3
- 3 設計変更が可能なケース・・・・・・・・・・ P 4
 - ◆設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き (契約書18条1-2)
 - ◆設計図書の表示が明確でない場合の手続き (契約書18条1-3)
 - ◆設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き (契約書18条1-4)
 - ◆工事中止の場合の手続き (契約書20条)
 - ◆「設計図書の照査」の範囲をこえるもの
- 4 設計変更手続きフロー・・・・・・・・・・ P10
- 5 関連事項・・・・・・・・・・ P11
 - ◆指定・任意の正しい使い分け
 - ◆入札・契約時の設計図書等の掲載の解決
- 6 おわりに・・・・・・・・・・ P13
- 7 その他(参考図書・関連等)・・・・・・・・・・ P14



工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)

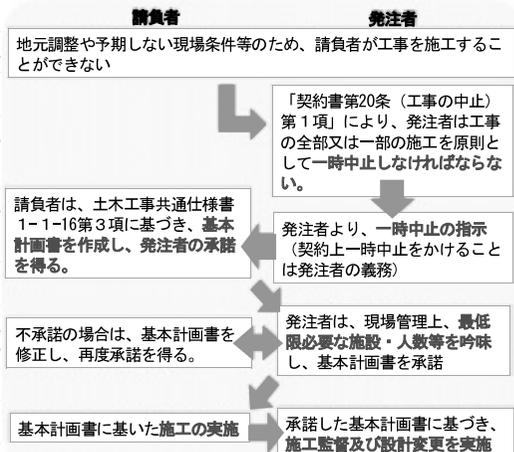
3 設計変更が可能なケース

◆工事中止の場合の手続き

(契約書第20条)

(請負者の責に帰することができないものにより工事事務等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められる場合の手続き)

- ex. ア. 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに乙の責によらず施工できない場合
- イ. 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合
- ウ. 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- エ. 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合
- オ. 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合
- カ. 予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等)場合



4. 設計変更ガイドラインの活用方策と新たな取り組み

現場サイドの受・発注者双方でガイドラインの十分な活用が図られていないことが課題として挙げられます。そこで、ガイドラインの活用をいかに進めていくべきかその方策について考えてみたいと思います。

〈活用方策〉

- ①現在の建設業界の抱える設計変更に伴う課題について認識してもらうとともに本ガイドラインの継続的なPRに努める必要があること。
- ②新たな取り組みとしての「設計変更審査会」「三者会議」を有効活用していくこと。
- ③「設計変更が可能なケース」「設計変更が不可能なケース」、「照査の範囲」等の内容について事例等に基づき十分な説明をする機会を設けること。

④特記仕様書にガイドラインの活用を促す記載を行うこと。

⑤「設計変更審査会」「三者会議」において条件明示のチェックリストに基づき協議を行うこと。
などが挙げられます。

また、協議の場として以下の「設計変更審査会」「三者会議」を体制として整え、設計変更内容についてガイドラインに基づき互いに協議をするしくみとして進めていきたいと思っています。

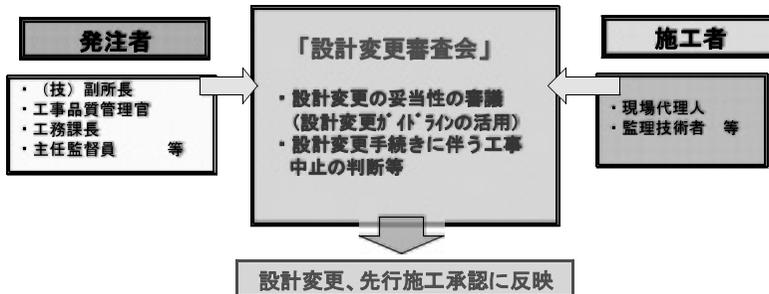
〈新たな取り組み〉

○設計変更審査会

設計変更の課題に対して、発注者・請負者相互で設計変更の妥当性（可・否）の審議や設計変更手続きに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催するものです。

設計変更審査会

【目的】設計変更手続きの透明性と効率化。
【対象】原則、変更を伴う工事は全て対象。（簡易な工事および数量精算変更などを除く）
 →施工者より、施工方法、工事目的物の変更について協議があった場合に速やかに開催する。
【取組状況】平成17年度34件、平成18年度43件の工事で試行。
 平成19年度からは、全ての対象工事（変更）で実施。
【H20方針】対象となる全ての設計変更で実施。



三者会議

【目的】公共工事の品質確保・円滑な事業執行

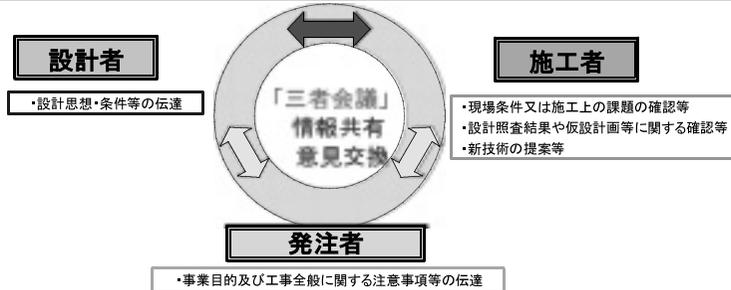
【対象】

- 設計期間が複数年に渡る工事
- 新技術を採用している工事
- 工期が6ヶ月以上の構造物を主体とする工事
- 「土木工事の設計審査制度について(案)H4.4」に適用する工事
- 上記のほか、施工上の情報共有や意見交換等が必要な工事

→工事着手前(施工者が現場条件を把握し、設計照査を終えた時点を目処)に開催する。

【取組状況】平成17年度4件、18年度24件を試行。
平成19年度17事務所33件で本格実施。

【H20方針】対象となる全ての工事で実施。



○三者会議

発注者、設計者、施工者の三者が工事着手前において一堂に会して事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換を行う場として開催するものです。

5. おわりに

「土木構造物の性格上自然的条件や社会的条件を強く受ける事から調査・計画段階で十分検討がなされても設計変更を伴うことはある」が基本であり、「条件明示」が曖昧であってはなりません。また、「用地

の確保」、「関係機関との調整」「周辺住民との調整」について発注者の役割分担として努力する義務があると思います。

協議の遅延等により工程が延びることについては「設計変更審査会」などを通じて双方十分協議を重ね早めの合意を得ることが必要です。互いのコミュニケーションを日頃から保つためにも多にこの審査会の活用が図られる事を望みます。

今後、さらにガイドラインの周知徹底を図るとともに適正な設計変更がなされるようガイドラインの改善に努めていきたいと思ひます。